定款変更につき通知公告

当社は、平成二十八年一月二十七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十八年一月十二日

埼玉県さいたま市中央区円阿弥五丁目八番三六号

望月印刷株式会社

代表取締役　望月　諭

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十八年一月二十七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十八年一月十二日

千葉県千葉市若葉区愛生町一番地

千葉明治牛乳株式会社

代表取締役　毛利　研一

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十八年一月二十七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十八年一月十二日

静岡県袋井市久能三〇一一

東海明治株式会社

代表取締役　溝口　勝久

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十八年一月二十七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十八年一月十二日

滋賀県大津市晴嵐二丁目三番一三号

湖国精工株式会社

代表取締役　磯田　隆雄

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十八年一月二十七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十八年一月十二日

滋賀県大津市晴嵐二丁目三番一三号

江州運輸株式会社

代表取締役　磯田　隆雄

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十八年一月二十七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十八年一月十二日

滋賀県大津市晴嵐二丁目三番一三号

日精エンジニアリング株式会社

代表取締役　磯田　雄祐

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十八年一月二十七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十八年一月十二日

滋賀県大津市晴嵐二丁目三番一三号

日精工業株式会社

代表取締役　磯田　隆雄

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十八年一月二十七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十八年一月十二日

広島県東広島市黒瀬町小多田一六番地九二

東広商事株式会社

代表取締役　槇廣　守

株式譲渡制限設定につき株券提出公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき株主総会の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である平成二十八年二月十四日までに当社にご提出下さい。

平成二十八年一月十二日

東京都文京区大塚二丁目八番六号

叶自動車工業株式会社

代表取締役　寺家　誠一

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である佐上勝彦が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十八年一月十二日

東京都港区西新橋三丁目二三番五号

VOLGA－DNEPR　UK　LTD.

日本における代表者　佐上　勝彦

限定承認公告

本籍神奈川県藤沢市湘南台七丁目三九番地八、最後の住所神奈川県藤沢市湘南台七丁目三四番地の一五　被相続人　亡　比留川敏明

右被相続人は平成二十七年五月五日死亡し、その相続人は平成二十七年十二月二十五日横浜家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年一月十二日

神奈川県小田原市栄町一丁目一四番五二号

ＭＡＮＡＸ八階　内山法律事務所

限定承認者佐藤淑美

代理人弁護士　石渡　絵理

限定承認公告

本籍熊本県上天草市大矢野町上六六一九番地、最後の住所大阪市西成区太子二丁目二番一八号太子苑九〇一号

被相続人　亡　濱田　實

右被相続人は平成二十七年九月十六日死亡し、その相続人は平成二十七年十二月二十二日大阪家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年一月十二日

大阪府東大阪市東鴻池町四丁目四番八号

限定承認者　大澤　順子

定款変更につき通知公告及び基準日設定につき通知公告

当社は、定款を変更して普通株式につき、株主総会の決議によってその全部を当社が取得する旨の定めを設けることにいたしましたので公告します。

また、当社は、全部取得条項の付された後の当社普通株式（以下「全部取得条項付普通株式」といいます。）の取得に関する特別決議に基づき、平成二十八年二月十一日を基準日と定め、同日の最終の当社の株主名簿に記載された株主をもって、平成二十八年二月十二日を取得日として、その所有する全部取得条項付普通株式（自己株式を除きます。）を当社が取得し、当該取得と引き換えに、全部取得条項付普通株式一株につき、Ａ種種類株式九二分の一株の割合にて当社が交付する株主と定めることにいたしましたので公告いたします。

平成二十八年一月十二日

愛知県名古屋市南区丹後通り二－一－三

日星精工株式会社

代表取締役社長　土居ノ内純二

正誤

ページ	段	行	誤	正
七	下	終りから十三行	第八十三号	第八十三号
四三	上	終りから七行	第八十三号	第八十三号

（建設業法施行令第二十七条の五第二項第二号ロ(1)又は(2)に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者を定める件）

（原稿誤り）

同日（同号外）国土交通省告示第千百九十七号

四五ページ下段終りから十五行目から十二行目は次のとおりの誤り。

平成二十七年十二月十六日（号外第二百八十一号）公布国土交通省令第八十三号（建設業法施行規則の一部を改正する省令）

（原稿誤り）

なお、建設業法施行令第二十七条の五第二項第二号の規定に基づき、国土交通大臣が指定する種別を定める件（平成十七年国土交通省告示第六百八号）、建設業法施行令第二十七条の五第二項第二号イ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者を定める件（平成十七年国土交通省告示第六百九号）、建設業法施行令第二十七条の五第二項第三号イ(1)又は(2)に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者を定める件（平成十七年国土交通省告示第六百十号）及び建設業法施行令第二十七条の五第二項第三号ロ(1)又は(2)に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者を定める件（平成十七年国土交通省告示第六百十一号）は、廃止する。

同日（同号外）国土交通省告示第千百九十八号（建設業法施行規則第七条の三第一号又は第二号に掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有するものと認める者を定める件の一部を改正する告示）

（原稿誤り）

四七	下	一五	専門士	専門士又は同規定第三条に規定する高度専門士

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　一月十二日付第六号六四ページ
◉付録　十二月官報目録一二ページ

ージ●同日付政府調達第六号一四四ページ

発行所　〒一〇五－八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部　一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）